

重要

三宅村から他の区市町村へ転出されるみなさまへ



◎三宅村在住中は、本村の発展のためご協力いただき、まことにありがとうございました。

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の区市町村へ転入の届出をしてください。

※正当な理由がなく、14日以内に届出をしない場合は、住民基本台帳法により過料に処せられることがあります。

● 他の区市町村へ転入する際に必要なもの

- (1) 三宅村が発行した「**転出証明書**」
 - (2) 届出人の**印鑑**（認印でも可。他の手続きにも必要な場合があります。）
 - (3) 届出人を特定できる確認書類（**運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード**等）
 - (4) 転入した方全員の住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
 - (5) 転入した方全員の在留カード（外国人登録証も含む）、特別永住者証明書（お持ちの方のみ）
- ※ 転入の届出人が、本人または世帯主でない場合は、転入する方の委任状が必要です。

● 転出届の内容に変更があった場合の手続きについて

- (1) 都合により転出を取りやめたとき
「転出証明書」及び本人確認書類（運転免許証等）を持参のうえ、三宅村役場で転出取消の手続きをしてください。
- (2) 転出証明書を紛失したとき
本人確認書類（運転免許証等）を持参のうえ、三宅村役場で「転出証明書」の再交付の手続きをしてください。
- (3) 転出証明書に記載された「異動（予定）日」や **新しい住所地** が**変更になった**とき
「転出証明書」はそのまま使えますが、転入される新住所地で変更した旨を申し出てください。

● 三宅村から日本国外へ転出の届出をされた方が、帰国して転入の手続きをする場合

- ① パスポート
 - ② 戸籍全部事項証明（謄本）、または 戸籍個人事項証明（抄本）
 - ③ 戸籍の附票の写し
- ※上記の①～③をご持参のうえ、新住所地で転入の手続きをしてください。

● 転入届にともなう住民基本台帳カードの手続きについて（お持ちの方のみ）

住民基本台帳カードは、転入先の区市町村で手続きをすれば、継続して利用できます。継続利用の申請の際は、暗証番号を入力します。（住民基本台帳カード発行時に、ご本人が入力された4桁の数字）

【注意点】

- 1 次の場合は、継続利用できなくなります。
 - (1) 転入先の区市町村に転入届を出さず、転出予定日から30日を経過した場合
 - (2) 転入先の区市町村に転入した日から、14日を経過して転入届を出された場合
 - (3) 転入届を出した後、90日以内に継続利用の手続きをしなかった場合
- 2 公的個人認証制度による電子証明書の交付を受けているかたは、住所が変わることで失効いたします。
転入先の区市町村で、改めて利用をするための申請をしてください。
その際、電子証明書の暗証番号を入力します。（電子証明書発行時に、ご本人が入力された4～16桁の英数字）

● 転出にともなう印鑑登録証、島民証明書の返却について

- ・ **三宅村で印鑑登録をしている方**は、印鑑登録証（水色で伊豆岬灯台の絵柄のカード）を返却ください。
※転出後に「印鑑登録証明書」が必要となった場合は、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。
- ・ 「**島民証明書**」（島嶼在住者割引乗船購入のための証明書）は、転出により無効となりますので、返却ください。

【問い合わせ先】 ※ 転入届については、転入先の区市町村へお問い合わせください。

三宅村役場 村民生活課 福祉係（三宅村役場臨時庁舎1階）

〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古497番地

電話 04994-5-0981（代表） 04994-5-0904（福祉係直通） 内線 123（住民記録担当）

受付時間：8：30～17：15（平日のみ、土日・祝日及び12月29日から1月3日までは除く）